（業務規程）

第百十八条　法第八十条の四第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　審査の業務を行う時間及び休日に関する事項

二　事業所の名称及びその事業所が審査の業務を行う区域

三　料金の収納の方法に関する事項

四　料金の算定方法

五　審査の実施の方法に関する事項

六　安全管理審査員の選任及び解任に関する事項

七　安全管理審査員の配置に関する事項

八　審査の申請書の保存に関する事項

九　経済産業大臣に対する安全管理審査の結果の通知に関する事項

十　審査の業務を行う電気工作物（第七十三条の六の二第一項各号及び第九十四条各号に掲げるもののうち、一部の電気工作物の審査の業務を行わない場合に限る。）

十一　前各号に掲げるもののほか、審査の業務に関し必要な事項

2　登録安全管理審査機関は、法第八十条の四第一項の規定により業務規程の届出をするときは、様式第七十五の業務規程届出書に業務規程を添えて提出しなければならない。

3　登録安全管理審査機関は、法第八十条の四第一項の規定により業務規程の変更の届出をするときは、様式第七十六の業務規程変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

［新設］

（準用）

第百十八条の二　第百五条、第百八条、第百九条及び第百十一条から第百十五条までの規定は、登録安全管理審査機関に準用する。この場合において、第百五条中「適合性確認」とあるのは「審査」と、第百八条中「法第七十条」とあるのは「法第八十条の六において準用する法第七十条」と、「第百五条から前条まで」とあるのは「第百十六条、第百十七条及び第百十八条の二において準用する第百五条」と、第百九条中「法第七十二条」とあるのは「法第八十条の六において準用する法第七十二条」と、「法第六十九条第二項第二号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「その名称又は事業所の所在地」と、第百十一条中「法第七十四条」とあるのは「法第八十条の六において準用する法第七十四条」と、「様式第七十三の適合性確認業務休止（廃止）届出書」とあるのは「様式第七十六の二の安全管理審査業務休止（廃止）届出書」と、第百十二条第一項中「法第七十五条第二項第三号」とあるのは「法第八十条の六において準用する法第七十五条第二項第三号」と、同条第二項中「法第七十五条第二項第四号」とあるのは「法第八十条の六において準用する法第七十五条第二項第四号」と、第百十三条中「法第七十九条第一項」とあるのは「法第八十条の六において準用する法第七十九条第一項」と、同条第一項各号中「適合性確認」とあるのは「審査」と、同項第二号及び第四号中「特殊電気工作物」とあるのは「電気工作物」と、同項第七号中「適合性確認員」とあるのは「安全管理審査員」と、第百十四条第一項中「前条第一項」とあるのは「第百十八条の二において準用する第百十三条第一項」と、「法第七十九条第二項」とあるのは「法第八十条の六において準用する法第七十九条第二項」と、第百十五条中「法第八十条第二項」とあるのは「法第八十条の六において準用する法第八十条第二項」と、「適合性確認」とあるのは「安全管理審査」と読み替えるものとする。

［新設］